

孤独・孤立対策の今後の取組について

令和4年2月10日

内閣官房孤独・孤立対策担当室

1. キャンペーン開催
2. 孤独・孤立対策ウェブサイトの充実
3. 官民連携プラットフォームの設立
4. 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の結果公表
⇒ 重点計画の見直しを検討



「あなたはひとりじゃない～声をあげよう、声をかけよう」 キャンペーンの開催

令和4年2月
内閣官房
孤独・孤立対策担当室

趣旨

○「孤独・孤立は誰にでも起こりうることであり、それについて話してもいい」という認識を広げ、声を上げやすい環境とともに、周囲の方々も声をかけ、受け止めることのできる社会認識を醸成するため、孤独・孤立の状況や立ち直った体験等を話す、知る、共感する様々なイベント、多角的なキャンペーンを行う。

期間

○ 令和4年（2022年）2月～6月【予定】

キャンペーンの具体例

- 「ひとりじゃないカフェ」【内閣官房】
（第1回テーマ：「誰にでもある孤独」2月21日予定）
 - ・ 野田大臣（ホスト）、大西参与（進行）がゲスト2人を迎え、孤独の体験について語り合う
 - ・ 一般から募集した意見・質問にも回答
 - ・ 視聴者の共感を得る構成を検討し、趣旨のメッセージを発信
 - ・ オンラインで動画配信（事後はアーカイブで視聴可能）
※ 6月まで計3回程度開催を予定
- ユース・ラウンド・テーブル（2月26日予定）【内閣府】
 - ・ 中学生～20代で構成される「ユース政策モニター」のグループ・ワークで孤独・孤立対策について議論・発表

- サイトを活用した経験談の募集（2月～6月）【内閣官房】
 - ・ ネット等で支援者や経験者の体験談を公募し、ウェブサイトに掲載
 - ・ SNS事業者との連携（周知活動、Live配信等）
- 政府広報の活用（2月・4月）
（2月）ラジオ番組内での広報、SNSでキャンペーン広告
（4月）年度当初における児童や新社会人等へのメッセージ発信
- 各府省協力によるSNSの発信【関係府省庁】
- 孤独・孤立に関する駐日大使会合（仮称）（4月～5月）
【内閣官房・外務省】
 - ・ 共通の課題・関心を有する在京大使館大使等を集めて意見交換。それぞれの国の状況や取組を報告。

孤独・孤立は誰にでも起こりうること、声を上げやすい、声をかけやすい環境を継続して整備していく

孤独・孤立対策ウェブサイトの充実

課題

- ・孤独・孤立に悩んでいる人が増加していると懸念される中、各種支援制度や相談先の情報が一元化されていない。
- ・スティグマにより、孤独・孤立に陥り苦しんでいる人が支援を求めることにためらいを生じさせている。

目的

- ・各種支援制度や相談先の情報を一元化し、悩みごとに応じて自動応答で紹介
- ・孤独・孤立に陥った時に支援を求める声を上げやすい環境を整備

令和3年8月 18歳以下向けHP公開



○チャットボット
により相談窓口
を案内

○スティグマ軽減

お悩みに当てはまるものはありますか？

小学校1・2年生
小学校3・4年生
小学校5・6年生
中学生
15～17歳

悩みに対応
する相談窓口

悩みを選択

NPO等
相談先

悩みを抱えている
人の質問や回答

大臣メッセージ

今後の対応

結果を印刷



申請先となる自治体
へもっていく

円滑な申請・相談を支援

スティグマ軽減のための
コンテンツを拡充

・メッセージ動画
・NPO等利用の体験談 etc..
全国の自治体の支援制度
HPとつなぐ

マイナポータル
(デジタル庁)

マイナポータル（デジタル庁）

マイナポータルとは、国民のマイナンバーと紐付け、個人情報を一元管理するシステムです。マイナポータルでは、各種申請や相談の窓口を一元化し、国民が簡単に利用できる環境を整えています。

マイナポータル（デジタル庁）

マイナポータルとは、国民のマイナンバーと紐付け、個人情報を一元管理するシステムです。マイナポータルでは、各種申請や相談の窓口を一元化し、国民が簡単に利用できる環境を整えています。

自治体

自治体

自治体

自治体が支
援制度の情
報を掲載

令和3年11月 一般向けHP公開



○チャットボット
により支援制度と
相談窓口を案内

○スティグマ軽減

お悩みに当てはまるものはありますか？

小学校1・2年生
小学校3・4年生
小学校5・6年生
中学生
15～17歳

国の支援制度
相談窓口

悩みを選択

悩みを抱えている
人の質問や回答

専門家から
のヒント

大臣
メッセージ

結果を連
動させる

SNS(Twitter等)
による広報

チャットボット利用結果の
情報を反映し、自治体の支
援制度のHPを表示

望まない孤独・孤立で困っている人がタイムリーに必要な支援にたどり着く

孤独・孤立対策 官民連携プラットフォームについて(経緯)

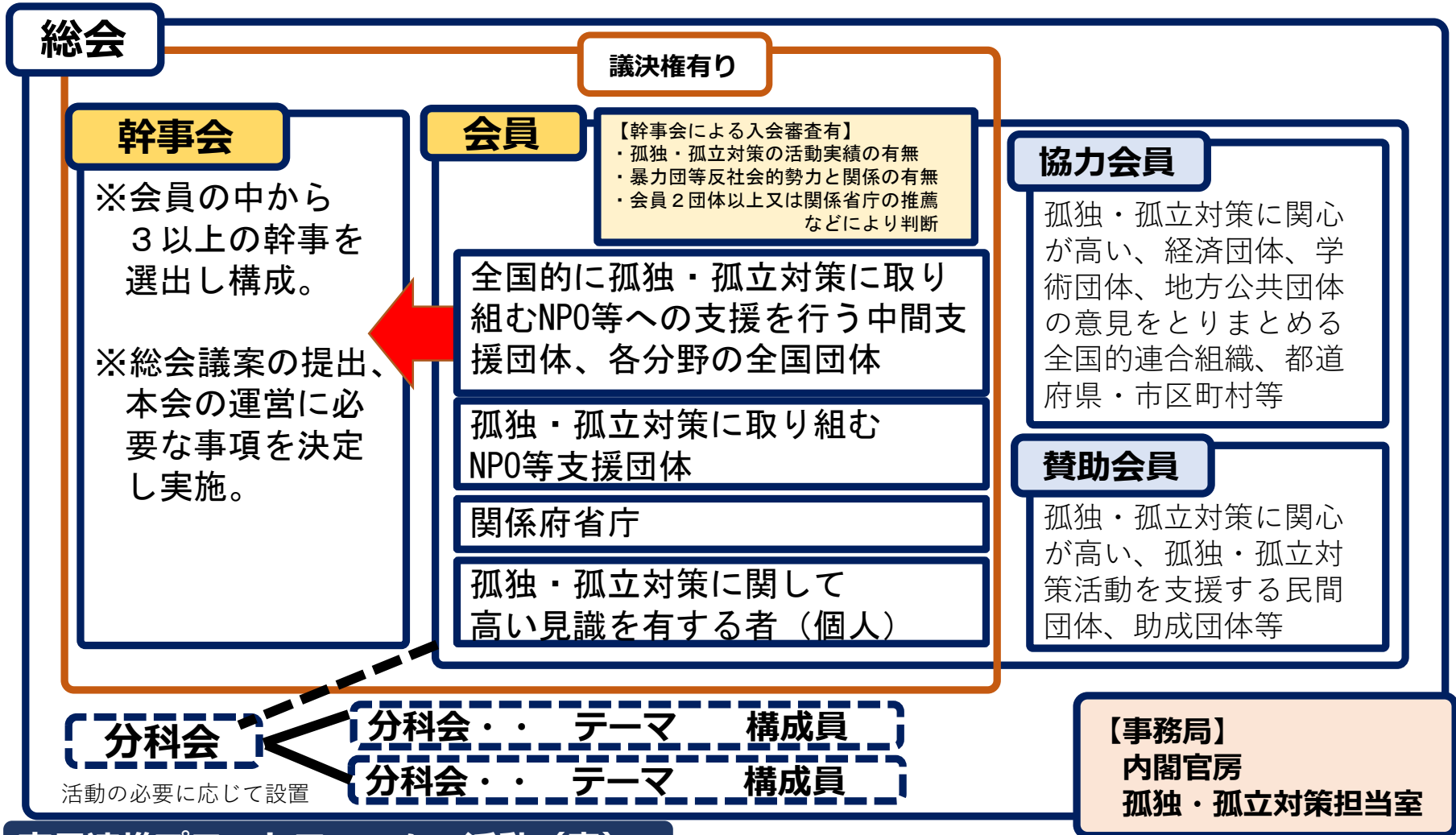
内閣官房 孤独・孤立対策担当室

- コロナ禍が長期化し、孤独・孤立の問題が顕在化。支援機関単独では全ての相談対応は困難な現状。
- 経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)においては、「官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援」することとされた。
- 全国的にNPO等支援を行う中間支援団体、分野ごとの全国団体等、15団体が集まり、プラットフォームの検討を始めるための準備会合を開催(令和3年9月27日、菅総理、加藤官房長官、坂本担当大臣(当時)が同席)。
- 準備会合では、各参加者から決意表明があり、総理等から今後の期待と積極的支援に関する発言があった。
- 準備会合後、参加団体と議論を深めプラットフォームの役割・あり方を検討。
- 孤独・孤立対策の重点計画(令和3年12月28日推進会議決定)に「連携の基盤となるプラットフォームの形成支援」が盛り込まれている。
- 令和4年1月26日に第2回準備会合を開催し、規約案等プラットフォームの体制について合意。

準備会合参加団体

全国社会福祉協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
認定NPO法人日本NPOセンター
NPO法人新公益連盟
NPO法人あなたのいばしょ
(SNS相談コンソーシアム)
NPO法人自殺対策支援センターライフリンク
一般社団法人日本いのちの電話連盟
一般社団法人社会的包摂サポートセンター
(よりそいホットライン)

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
認定NPO法人全国子ども食堂支援センター・むすびえ
一般社団法人全国フードバンク推進協議会
認定NPO法人セカンドハーベストジャパン
認定NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ
(シングルマザーサポート団体全国協議会)
NPO法人全国女性シェルターネット
NPO法人子育てひろば全国連絡協議会



官民連携プラットフォームの活動（案）

当面の間、以下の事業を柱にして展開

1. 複合的・広域的な連携強化活動
(孤独・孤立に関する現場課題ワークショップ、分科会開催など)
2. 孤独・孤立対策に関する全国的な普及活動（シンポジウムの開催など）
3. 情報共有、相互啓発活動（会員向け情報共有・情報発信、孤独・孤立に関する調査など）

孤独・孤立の実態把握に関する全国調査の概要

1 調査の目的

○我が国における孤独・孤立の実態を把握し、各府省における関連行政諸施策の基礎資料を得ることを目的として実施
(調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施)

2 調査の対象等

(1) 調査の対象：全国の満16歳以上の個人 (2) 報告者数：約2万人(住民基本台帳を母集団とした無作為抽出法により選定)

3 調査事項

〔孤独に関する事項〕孤独感(UCLA尺度・直接質問)、継続期間、これまでに経験したライフイベント(家族との離別・死別、人間関係の重大なトラブル等)、社会や他人とのかかわり方の満足度
〔孤立に関する事項〕外出頻度、外出目的、行動範囲、社会的交流(家族・友人とのコミュニケーション手段や頻度)、社会参加(活動への参加状況)、各種支援の状況、他者への手助けの状況
〔その他関連事項〕コミュニケーションツールの利用状況、不安や悩みの相談相手の有無、不安や悩みを相談する際の感情、心身の健康状態、コロナ禍におけるコミュニケーションの変化・生活の変化
〔属性事項〕年齢、性別、配偶者の有無、同居人の有無・数、収入を得ている同居人の数、教育・就業状態、居住形態(住宅の種類、持ち家か否か)、世帯の年間収入

4 調査の方法等

(1) 調査期日：令和3年12月1日 (2) 調査の流れ：内閣官房 → 調査実施事務局※ → 報告者
(3) 調査の方法 ※調査は株式会社サーベイリサーチセンターに委託して実施
①令和3年11月下旬に調査実施事務局から報告者あてに調査書類を郵送
②報告者は「オンラインにより回答」又は「調査票に回答を記入の上、郵送により回答」のいずれかの方法を選択し、令和4年1月21日までに回答

5 集計事項

○孤独感が高い人や孤立度合いが大きい人の属性・傾向(年齢、性別、教育・就業状況等)など、孤独・孤立の実態を概括的に把握するために必要な結果を集計
○具体的には、年齢、性別、配偶者の有無等の「属性事項」と「孤独に関する事項」、「孤立に関する事項」とのクロス集計などを実施

6 結果の公表

○調査の結果は、インターネットにより令和4年3月頃に公表予定

1. 孤独・孤立対策の現状

<新型コロナ感染拡大前>

職場・家庭・地域で人々が関わり合い支え合う機会の減少 → 「生きづらさ」や孤独・孤立を感じざるを得ない状況を生む社会へ変化

<新型コロナ感染拡大後>

交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等 → 社会に内在していた孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化

2. 孤独・孤立対策の基本理念

(1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応

- ▷ 孤独・孤立は、
 - ・ 人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るもの
 - ・ 当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったもの。社会全体で対応しなければならない問題。
 - ・ 心身の健康面への深刻な影響や経済的な困窮等の影響も懸念
- ▷ 「孤独」は主観的概念、ひとりぼっちと感じる精神的な状態
「孤立」は客観的概念、社会とのつながりのない/少ない状態
当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様
- 一律の定義で所与の枠内で取り組むのではなく、孤独・孤立双方を一体で捉え、多様なアプローチや手法により対応。「望まない孤独」と「孤立」を対象として取り組む。
- 孤独・孤立の問題やさらなる問題に至らないようにする「予防」の観点が重要。
「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「誰もが自己存在感・自己有用感を実感できるような社会」「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して取り組む。「予防」の観点からの施策の在り方を検討。

(2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進

- ▷ 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境によって多様
- ▷ 当事者のニーズ等も多様。配慮すべき事情を抱える方、家族等が困難を抱える場合も存在
- まずは当事者の目線や立場に立って、当事者の属性・生活環境、多様なニーズや配慮すべき事情等を理解した上で施策を推進
- その時々での当事者の目線や立場に立って、切れ目なく息の長い、きめ細かな施策を推進
- 孤独・孤立の問題を抱える当事者の家族等も含めて支援する観点から施策を推進

(3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

- 当事者や家族等が相談できる誰か等と対等につながり、「つながり」を実感できることが重要。このことが孤独・孤立の問題の解消にとどまらずウェルビーイングの向上にも資するとの考え方で施策を推進。
- 地域によって社会資源の違いがある中で、当事者や家族等を支援するため、行政・民間の各種施策・取組について有機的に連携・充実
- 関係行政機関（特に基礎自治体）において、既存の取組も活かして孤独・孤立対策の推進体制を整備。社会福祉協議会や住民組織との協力、NPO等との密接な連携により、安定的・継続的に施策を展開

3. 孤独・孤立対策の基本方針 ※基本方針の柱ごとに具体的施策(現状、課題、目標、対策)を掲載

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

① 孤独・孤立の実態把握

- ・ 孤独・孤立の実態把握、データや学術研究の蓄積、「予防」の観点から施策の在り方を検討

② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信

- ・ 継続的・一元的な情報発信、各種支援施策につなぐワンストップの相談窓口、プッシュ型の情報発信等

③ 声を上げやすい環境整備

- ・ 「支援を求める声を上げることは良いこと」等の理解・機運を醸成し、当事者や周りの方が声を上げやすくなり支援制度を知ることができるよう、情報発信・広報及び普及啓発、教育等

(2) 状況に合わせた切れ目ない相談支援につなげる

① 相談支援体制の整備(電話・SNS相談の24時間対応の推進等)

- ・ 包括的な相談支援(各種相談支援制度等の連携)、多元的な相談支援(24時間対応の相談等)、発展的な相談支援(多様な人が関わり専門職も強みを発揮)を推進

② 人材育成等の支援

- ・ 相談支援に当たる人材の確保・育成・資質向上、相談支援に当たる人材への支援

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

① 居場所の確保

- ・ 多様な各種の「居場所」づくり、「つながり」の場づくりを施策として評価し効果的に運用

② アウトリーチ型支援体制の構築

- ・ 当事者や家族等の意向・事情に配慮したアウトリーチ型の支援を推進

③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等

- ・ いわゆる「社会的処方」の活用、公的施設等を活用する取組や情報発信

④ 地域における包括的支援体制の推進

- ・ 地域の関係者が連携・協力し、分野横断的に当事者を中心に置いた包括的支援体制
- ・ 小学校区等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援

② NPO等との対話の推進

③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援

④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

4. 孤独・孤立対策の施策の推進

- 本計画は、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめたもの。関係府省は、本計画の各施策それぞれの目標達成に向けて着実に取組を進める。
- 関係府省及びNPO等が連携して幅広い具体的な取組を総合的に実施。関係府省において事業の使いやすさの改善に努め、事業展開にさらなる検討を加えていく。

特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動への支援については、当面、令和3年3月の緊急支援策で実施した規模・内容について、強化・拡充等を検討しつつ、各年度継続的に支援。

- 毎年度、本計画の各施策の実施状況を評価・検証。毎年度を基本としつつ必要に応じて計画全般の見直しを検討。これらの際には「孤独・孤立対策推進会議」「有識者会議」で審議等。